

平成 30 年度貝塚市下水道特別会計予算

平成 30 年度貝塚市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,086,849 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		31,574
	1. 負担金	31,574
2. 使用料及び手数料		919,357
	1. 使用料	918,668
	2. 手数料	689
3. 国庫支出金		411,000
	1. 国庫補助金	411,000
4. 繰入金		1,182,507
	1. 他会計繰入金	1,182,507
5. 繰越金		10
	1. 繰越金	10
6. 諸収入		9,601
	1. 延滞金加算金及び過料	1
	2. 雑入	9,600
7. 市債		1,532,800
	1. 市債	1,532,800
歳 入	合 計	4,086,849

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総務費		643,260
	1. 総務管理費	643,260
2. 事業費		1,596,056
	1. 下水道建設費	1,596,056
3. 公債費		1,846,533
	1. 公債費	1,846,533
4. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出	合 計	4,086,849

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
貝塚市水洗便所改造資金 融資あっせんに伴う損失補償 (平成30年度分)	平成30年度) 平成34年度	回収不能元金及 びその延滞利息
地藏堂堤第3処理分區 污水管布設工事第1工區	平成30年度) 平成31年度	64,500千円
三ツ松永寿処理分區 污水管布設工事第5工區	平成30年度) 平成31年度	14,700千円
石才処理分區 污水管布設工事第14工區	平成30年度) 平成31年度	16,700千円
上水道供給施設移設補償	平成30年度) 平成31年度	30,000千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起 債 の方法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
公共下水道事業	千円 1,016,400	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年6.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 40	年以内 5	年 賦 又 は 半 年 賦 ・ 元 利 均 等 又 は 元 金 均 等 若 し く は 満 期 一 括 償 還	左記の条件の 範囲内におい て借入先に融 通条件がある 場合その条件 に従うことが できる。ただ し、財政の都 合により償還 期限及び据置 期間を短縮し 又は繰上償還 若しくは低利 に借り換える ことができる。	証券発行の場 合において発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行 価格差減額を 埋めるために 必要な金額を それぞれの限 度額に加算し た金額を限度 額とする。
流域下水道事業	23,900				40	5			
資本費平準化債	480,000				20	3			
公 営 企 業 会 計 適 用 債	12,500				10	0			
合 計	1,532,800								